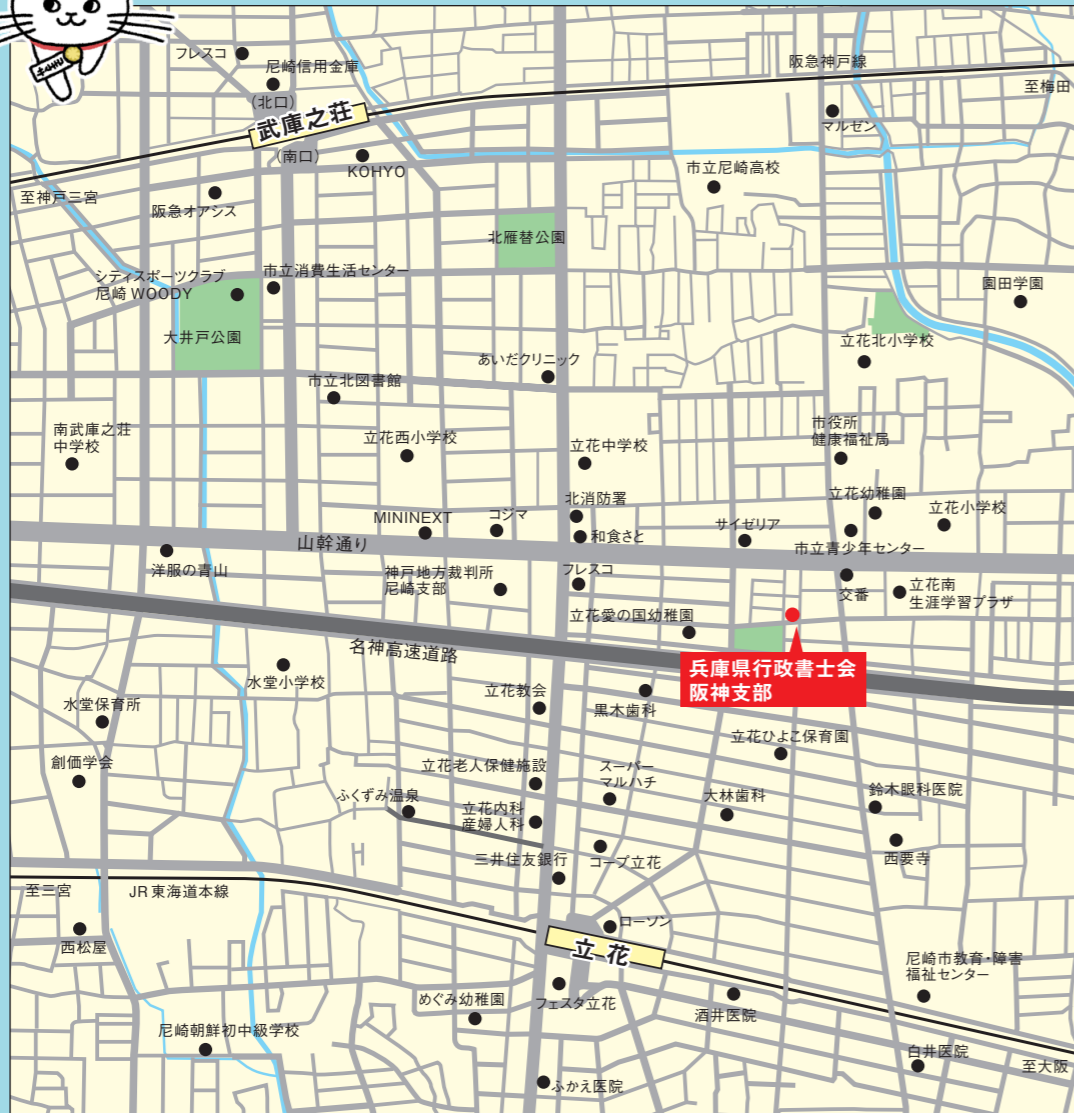




兵庫県行政書士会 阪神支部 アクセスマップ

〒661-0025 尼崎市立花町 3 丁目 29-12-101 号
(交通: JR「立花」駅より 徒歩10分)



おかげさまで設立60周年 兵庫県行政書士会 阪神支部です。



Kizahashi -きざはし- 第119号

令和3年3月31日発行

無料相談会 会場 アクセスマップ



川西市役所
兵庫県川西市中央町12-1



ピピアめぶ
宝塚市売布 2-5-1



伊丹商工プラザ
伊丹市宮ノ前2丁目2-2

発行者
兵庫県行政書士会
阪神支部

発行日 令和3年3月31日

ご相談・お問合せは
TEL06-6426-5123
FAX 06-6426-5125

〒661-0025 尼崎市立花町 3 丁目 29-12-101 号

阪神支部
Facebook
ページ



阪神地区の皆さまとともに。

行政書士は、街の頼れる法律家です。
阪神地区の皆さまの身近なご相談相手として
暮らしの困りごと、仕事上のお悩みなどを承り、
許認可・登録申請、遺言や相続、さまざまな契約・届出などの
相談から書類作成までをサポートさせていただきます。
どうぞお気軽にお声掛けください。

【兵庫県行政書士会 阪神支部運営方針】

本会
(兵庫県行政書士会)、
会員ならびに職員と
信頼を築きます

市民との
信頼を築きます

行政、
商工会議所等
との信頼を
築きます



尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町

会員数：440名（令和3年2月28日現在）

ホームページ：<http://hanshin.hyogokai.or.jp/>

Facebook ページ：<https://www.facebook.com/gyoseisyoshi.hyogo.hanshin/>



行政書士倫理

行政書士の使命は、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することにある。
その使命を果たすための基本姿勢をここに行政書士倫理として制定する。

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

兵庫県行政書士会 阪神支部 運営方針

「ミッション(使命)」

行政書士倫理綱領を旨とする行政書士の団体として、地域課題に応える行政書士制度を発信し、
市民からの信頼を得ることにより、行政書士制度を前進させることをとおして、
国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とします。

「ビジョン(展望)」

地域社会のなかで、どこよりも身近で、信頼され続ける支部となることにより、
行政書士が、市民のためにいきいきと活躍できる環境を創出します。

「運営理念」

行政書士制度の信頼性を高めるための循環をつくり、ステークホルダーとの信頼を築きます。

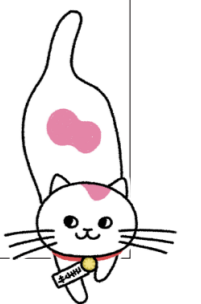
- 一、本会、会員ならびに職員と信頼を築きます。
 - 1 本会とは、連携のなかで、事業の成果や評価などを共有することにより、信頼を築きます。
 - 2 会員に対し、市民や地域社会等からの課題や要請に、的確に対応できるように会員の品位保持および資質向上を図るとともに、持続可能な支部運営を行い、行政書士が地域で活躍できる環境を創出することにより、信頼を築きます。
 - 3 職員と共に、職務のなかでステークホルダーとの信頼を築きながら、幸せな生活を送るための働きやすい職場環境の整備改善を行うことにより、信頼を築きます。
- 二、市民と信頼を築きます。

さまざまな機会を活用した行政書士制度の発信を行い、市民から行政書士の良質な業務遂行に対する高い評価をいただくことにより、市民の皆様との信頼を築きます。
- 三、行政、商工会議所等の地域社会と信頼を築きます。

社会に対する責任をいかに果たすかを認識した組織運営を行うことにより、地域社会との信頼を築きます。

「行動指針」

- 一、さまざまな形で行政書士制度の発信に取り組みます。
- 二、社会的責任（ISO26000等）の手法を活用し、持続可能な組織運営に取り組みます。
- 三、支部ならびに会員の品位保持および資質向上に取り組みます。



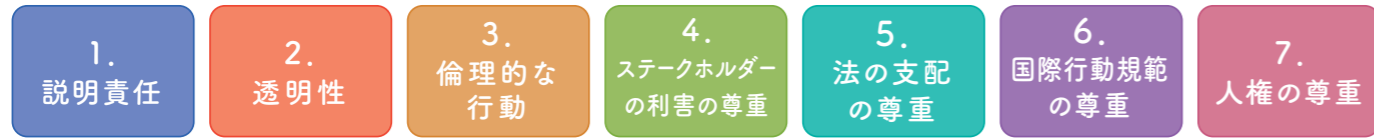
社会的責任 (SR) の取り組み



阪神支部の SR の取り組み

阪神支部は、地域社会から求められる存在であり続けるために、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを通じて、社会的責任を果たします。

社会的責任 (SR) を果たすための7つの原則



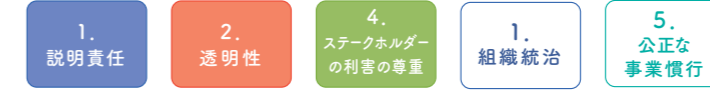
7つの中核主題と阪神支部の事業



支部活動とSRの「7つの原則」「7つの中核課題」の位置づけ

1. 阪神支部定期総会

7つの原則：① 説明責任 ② 透明性 ④ ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：① 組織統治 ⑤ 公正な事業慣行



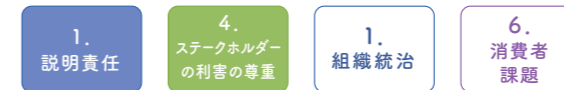
2. 広報月間の取り組み

7つの原則：① 説明責任 ④ ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：① 組織統治 ⑤ 公正な事業慣行 ⑥ 消費者課題



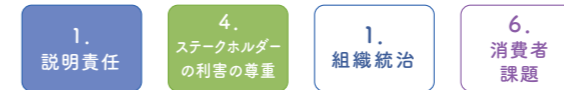
3. 「法の日」の行政書士無料相談会

7つの原則：① 説明責任 ④ ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：① 組織統治 ⑥ 消費者課題



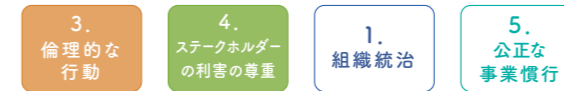
4. 行政書士記念日市民公開講座

7つの原則：① 説明責任 ④ ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：① 組織統治 ⑥ 消費者課題



5. 各種研修会の開催

7つの原則：③ 倫理的な行動、④ ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：① 組織統治 ⑤ 公正な事業慣行



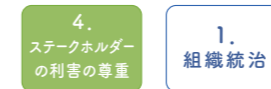
6. 地域コミュニティとの連携

7つの原則：③ 倫理的な行動 ④ ステークホルダーの利害の尊重 ⑦ 人権の尊重
7つの中核主題：① 組織統治 ② 人権 ⑦ コミュニティへの参画及びコミュニティの発展



7. 納涼会、忘年会、レクリエーション

7つの原則：④ ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：① 組織統治



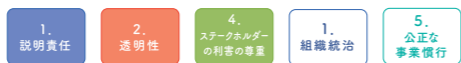


定期総会

第61回 阪神支部定期総会



7つの原則：① 説明責任 ② 透明性 ④ ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：① 組織統治 ⑤ 公正な事業慣行



令和2年6月13日(土)の13:00より、尼崎市のホテルヴィスキオ尼崎にて、阪神支部定期総会を開催しました。今回はこれまでの慣例でした4月29日の総会期日を延期し、感染症対策として、会員ご本人の出席を極力控えていただき、委任状による議決権行使を可能としました。また、事前質問の受付期間を設けましたが、期間中に質問はありませんでした。なお、総会当日はYouTubeでの同時配信を行いました。

議長は第1号議案「平成31年度会務報告及び事業実施報告」と第2号議案の「同年度収支決算報告」は関連議案として、審議を一括して採決は議案ごとに行うこととしました。会務報告は支部長より総括的報告、総務、企画、業務研修、広報の担当副支部長より議案説明がありました。会計理事の決算報告について、監事による監査報告の後、会場からの質問がなかったため、採決にうつり、両案とも可決されました。

第3号議案「令和2年度事業計画」と第4号議案「同年度収支予算」に関して、議長はこれも関連議案として、一括審議の後に、議案ごと採決をとることとしました。支部長からは大枠の説明がありました。総務、企画、業務研修、広報の担当副支部長

からの事業計画の説明について、会計理事より収支予算案が提出されました。その後、会場からの質問はなく、ただちに議案ごとに採決を行い、両案とも可決されました。そして、14:30過ぎにこの日の総会は散会しました。



広報月間の取り組み



7つの原則：① 説明責任 ④ ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：① 組織統治 ⑤ 公正な事業慣行 ⑥ 消費者課題



「行政書士制度広報月間」電話無料相談会

令和2年10月13日(火)の10:00から16:00まで、10月の行政書士制度広報月間に合わせ、電話無料相談会を開催しました。

例年は商業施設等を利用しての面談による相談会を実施していますが、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大への対応として、電話による相談会としました。

相談内容は、例年と変わらず、相続に関するものが大半を占めました。また、ご高齢者からの相談が多く、ご自宅から電話で相談できるということで、気軽にお電話いただけただけのではないかと考えています。

阪神支部では、これからも、その時々状況に合わせた形で、皆さまのお役にたてるように活動をしてまいります。



案内チラシ



行政機関の表敬訪問

行政書士制度広報月間(10月1日～31日)への協力依頼のため、平成29年9月25日(金)に阪神北県民局と阪神南県民センターを表敬訪問させていただきました。



阪神南県民センターにて



阪神北県民局にて





市民公開講座 チラシ



活動報告

令和2年度 行政書士記念日 市民公開講座



7つの原則：①説明責任 ④ステークホルダーの利害の尊重
7つの中核主題：①組織統治 ⑥消費者課題



日時：令和3年2月22日(月)
13:30～16:30

開催方法：WEBオンラインセミナー
(YouTube Live 使用)

本年度も2月22日の行政書士記念日に合わせて、阪神支部では市民公開講座を開催しました。

「災害や感染症に負けない! 「事業継続力強化計画」WEBセミナー」と題し、企業のリスクマネジメントの専門家として、SOMPO リスクマネジメント(株)から首席フェローの高橋孝一氏を講師にお招きしました。

支部長の開会のあいさつについて、高橋講師には、BCP(事業継続計画)と今回の事業継続力強化計画の認定申請について、似て非なる点の解説や、申請上のポイントについて、なぜどうして記載すべきかといった本質的なところから、計画認定にむけての詳細かつ具体的なお話をさせていただきました。

なお本講座は西宮のなでしこホールより、13:30より開講しましたが、感染症拡大の予防対策として、受講についてはお申込みされた方だけにYouTubeの限定配信を用いて行いました。閉会のあいさつは企画部の辻村副支部長より、今回のオンライン講演内容を生かして中小企業支援にあたっていただきたい旨を述べて、今回の事業は終了しました。



川西市、宝塚市、伊丹市における毎月の無料相談会

緊急事態宣言発令を受けて、令和2年4月、5月、令和3年2月は中止となりましたが、新型コロナウイルス感染症に配慮しながら実施させていただきました。令和3年度も引き続き実施いたします。

川西市 毎月第2火曜日 川西市役所
宝塚市 毎月第3月曜日 ピピアめふ
伊丹市 毎月第3火曜日 伊丹商工プラザ
(令和3年4月～9月は第3月曜日に変更)



新入会員研修会

阪神支部では、令和2年9月11日(金)にクリスタルホール(神戸クリスタルタワー3階)にて新入会員研修会を実施しました。

阪神支部はこれまで新入会員研修会を年間2回実施しておりましたが、今年度より年間1回に集中して実施する改善を図りました。

改善後の初回でありましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため当初の計画内容や人員を大幅に縮小した短時間で実施し、更に出席負担を軽減するため、兵庫県行政書士会による新入会員義務研修会より引き続き実施しました。

研修会は新入会員14名と、例年より大幅に少ない支部役員3名で進められました。

本田支部長の開会のあいさつに続き、例年は出席者全員の自己紹介を行うところ、コロナ禍において役員名簿を資料に本田支部長より役員の紹介を行いました。

続いて、例年であれば各担当副支部長、理事より行われます支部細則及び業務処理基準の説明、支部活動についての説明を、総務部担当、業務研修部担当の副支部長2名で行いました。

例年関心が高い質疑応答は、限られた短時間で分かりやすく進めるため、あらかじめ新入会員よりアンケート形式で質問を受け、取りまとめて回答集として資料配布する改善を図り、皆さまのご協力ですスムーズに進めることができました。

続く事務所見学に変わり、大勢の先輩と経験談を語り合う座談会を計画しておりましたが、コロナ禍においては懇親会と共に中止せざるを得ない決断となり、大変心苦しく思っております。

未曾有のコロナ禍においても、新入会員の皆さんにはこの結び付きをうまく生かして、今後の業務を推進されることを願っております。

オンライン懇親会

日時：令和3年2月22日(月) 18:30～20:30
開催方法：オンライン形式(ZOOMミーティングを使用)

令和3年2月22日(月) 18:30から会員によるオンライン懇親会を開催しました。

阪神支部では、これまで納涼会、忘年会、日帰りレクリエーションと年3回の懇親行事を実施してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により今年度はすべて中止を余儀なくされました。また、令和2年11月27日実施予定だった支部設立60周年記念式典も中止となりました。この状況にあって、なんとか支部会員の懇親を図るべく、初めてのオンラインによる懇親会を実施することになりました。

初めての試みであり、企画段階から手探りの状態で、とにかくチャレンジとの思いで関係役員は準備に当たりました。最終的には40名の申込みがあり、大きなトラブルもなく当日を迎えることができました。

参加者へは事前に宅配にてレストランの料理が届けられました。その料理と各自が用意した飲み物をもって交流が進みました。新入会員の自己紹介、ブレイクアウトルームに分かれての少人数での交流、料理調理シーンの配信、クイズタイムと内容は盛り沢山でした。また、エレクトーン奏者によるライブ映像



も楽しむことができました。演奏に合わせて踊り出す会員のお子さんの姿も画面に現れ、和やかな雰囲気にも包まれるシーンもありました。

20:30にエレクトーン演奏を聞きながら、閉会を迎えました。参加者は名残惜しそうにしながらも順次退室をしていきました。笑顔で手を振って退室する映像を見ながら、オンライン懇親会をやってよかったと実感しました。準備と実施に関わっていただいた役員や関係者の皆さま、特に料理の提供と会の進行に絶大なる協力をいただいたレストラン「レギューム」様には心より感謝いたします。

新型コロナウイルス感染症への対応

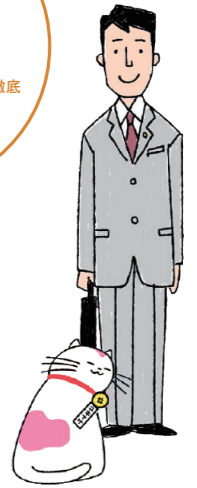
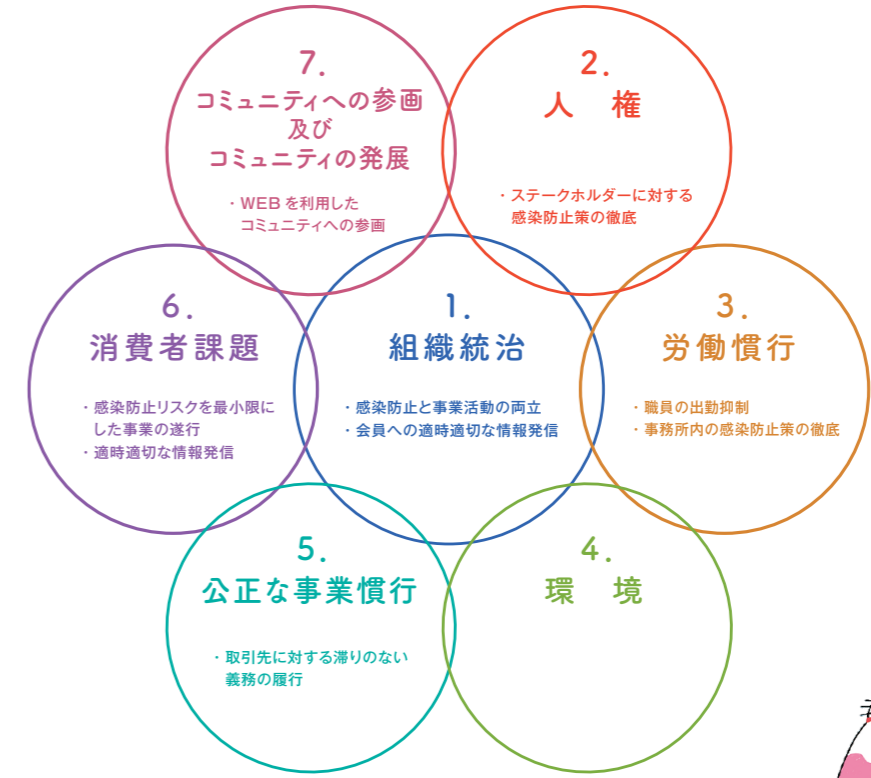


新型コロナウイルス感染症の動向



令和2年	1月	6日	厚生労働省が中国武漢における原因不明の肺炎について注意喚起
		14日	WHOが新型コロナウイルスを確認
		15日	日本国内で初めて感染を確認
		30日	WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言
	2月	5日	横浜港入港のクルーズ船乗客の感染を確認
	3月	24日	東京五輪・パラリンピック1年程度延期が決定
	4月	7日	7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県）に「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を发出
		16日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を全都道府県に区域拡大
	5月	1日	「持続化給付金」の申請受付開始
		4日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を5月31日まで期間延長
		14日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を8都道府県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県）に区域縮小
		21日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」5都道府県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）に区域縮小
	6月	25日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言」を发出
		30日	兵庫県が「兵庫県中小企業事業再開支援事業」の受付開始
	7月	14日	「家賃支援給付金」の申請受付開始
		22日	「Go To トラベル事業」が開始
	10月	1日	「Go To Eat キャンペーン」が開始
		29日	「Go To イベントキャンペーン」が開始
12月	15日	「Go To トラベル事業」の全国一律事業停止を発表（期間は12月28日から来年1月11日まで）	
	17日	兵庫県が「Go To Eat」利用自粛の呼びかけ	
令和3年	1月	7日	4都府県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を发出（期間は1月8日から2月7日まで）
		7日	「Go To トラベル事業」停止措置延長を2月7日まで期間延長
		8日	兵庫県が4市（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市）の飲食店等に対する営業時間短縮を要請
	13日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を11都府県（栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）に区域拡大	
2月	2日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を10都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）に区域縮小及び3月7日まで期間延長	
	26日	「Go To トラベル事業」停止措置延長を3月7日まで期間延長	
3月	18日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態」が3月21日をもって終了する旨を告示	

社会的責任（SR）を果たすための基本的考え方



阪神支部の具体的対応

新型コロナウイルス感染症への対応	令和元年度	令和2年度
阪神支部事務所の開業日短縮	平日10:00～16:00 開局	4月10日～ 全面閉鎖 5月23日～ 月・水・金 開局 11月2日～ 通常通りに開局 1月14日～ 全面閉鎖 3月1日～ 通常通りに開局
定期総会の動画配信	4月29日 ホテルヴィスキオ尼崎にて実施	4月7日 4月29日ホテルヴィスキオ尼崎開催予定を延期 6月13日 ホテルヴィスキオ尼崎とインターネットを利用した動画配信を併用して実施
会議のリモート化	会場を利用して実施	7月まで 会場とWEBを併用して実施 8月以降 WEBに一本化して実施
法の日無料相談会の電話相談対応	モザイクボックス（川西市）とあまがさきキューズモール（尼崎市）にて面談による相談を実施	阪神支部事務所を拠点に電話相談を実施
行政書士記念日市民公開講座のWEB開催	なでしこホール（西宮市）にて実施	WEBのみにより実施
無料相談会の一時中止	川西、宝塚、伊丹の各市で月1回実施	緊急事態宣言発令を受けて、4月、5月、令和3年2月は中止
懇親行事の中止・オンライン開催	納涼会、忘年会、日帰りレクリエーションを実施	納涼会、忘年会は中止 レクリエーションとしてオンライン懇親会を実施

阪神支部
60周年記念

阪神支部 この10年の歩み

～支部設立50周年から60周年へ～



阪神支部 設立50周年式典

(平成22年2月22日 宝塚ホテル)

支部長：上田 昭次 / 副支部長(総務)：大口 晋 / 副支部長(企画)：堀川 秀男 / 副支部長(業務研修)：恵須川 満延 / 副支部長(広報)：木本 博之



平成23年度 支部活動

支部長：大口 晋 / 副支部長(総務)：堀川 秀男 / 副支部長(企画・業務研修)：樋口 龍司 / 副支部長(広報)：田中 保子

行政書士記念日市民講座 身近に『知的財産権』

(平成24年2月22日 / 阪急西宮ガーデンズ 4階 ガーデンスホール)



業務研修会

(平成23年12月19日 / 西宮勤労会館)



中川智子宝塚市長インタビュー

(平成24年2月10日 / 宝塚市役所)



秋のレクリエーション

(平成23年10月8日 / 京都市美術館 他)



平成24年度 支部活動

法の日無料相談会(宝塚会場)

(平成24年9月30日 / アピア1 ふれあい広場)

法の日無料相談会(芦屋会場)

(平成24年10月1日 / ラポルテホール)

行政書士記念日市民講座 エンディングノート

(平成25年2月22日 / 尼崎市女性センター・トレビエ)



阪神支部総会

(平成24年4月29日 / ホテル ホップイン アミング)

納涼ビアパーティ

(平成24年8月31日 / ホテル ホップイン アミング)

稲村和美尼崎市市長インタビュー

(平成24年6月14日 / 尼崎市役所)



平成 25 年度 支部活動

支部長：大口 晋 / 副支部長(総務)：関 亥三郎 / 副支部長(企画)：上辻 靖夫 / 副支部長(業務研修)：小西 正憲 / 副支部長(広報)：田中 保子

法の日無料相談会(尼崎会場)
(平成 25 年 10 月 1 日 / 塚口さんさんタウン)



法の日無料相談会(猪名川会場)
(平成 25 年 10 月 19 日 / イオンモール猪名川)



第1回新入会員研修会
(平成 25 年 7 月 24 日 / 西宮市大学交流センター)



行政書士記念日市民講座
そして希望・再生へ
(平成 26 年 2 月 22 日 / 尼崎商工会議所)



支部忘年会
(平成 25 年 12 月 13 日 / ノボテル甲子園)



平成 27 年度 支部活動

支部長：大口 晋 / 副支部長(総務)：小川 浩樹 / 副支部長(企画)：本田 圭 / 副支部長(業務研修)：松村 康弘 / 副支部長(広報)：上辻 靖夫

第 56 回定期総会
(平成 27 年 4 月 29 日 / ホテル ホップイン アミダ)



法の日無料相談会(芦屋会場)
(平成 27 年 10 月 1 日 / ラポルテホール)



法の日無料相談会(川西会場)
(平成 27 年 10 月 10 日 / モザイクボックス)



行政書士記念日市民講座
ずっとペットと暮らしたい!
(平成 28 年 2 月 22 日 / ホテル ホップイン アミダ)



秋のレクリエーション
(平成 27 年 11 月 15 日 / しい茸ランドかきや 他)



支部忘年会
(平成 27 年 12 月 11 日 / 宝塚ホテル)



平成 26 年度 支部活動

法の日無料相談会(西宮会場)
(平成 26 年 10 月 1 日 / 西宮市民会館)



西宮・つながりフェア
(平成 26 年 12 月 3 日 / 西宮市役所 東館 8 階)



TAKARAZUKA 一万人のラインダンス
(平成 26 年 11 月 1 日 / 宝塚市 武庫川河川敷)



行政書士記念日市民講座
障がいのある人にとって住みやすい社会とは、障がいのない人にとっても住みやすい社会です!!
(平成 27 年 2 月 18 日 / 尼崎市女性センター・トレビエ)



支部忘年会
(平成 26 年 12 月 12 日 / 宝塚ホテル)



平成 28 年度 支部活動

第 57 回定期総会
(平成 28 年 4 月 29 日 / ホテル ホップイン アミダ)



阪神北県民局表敬訪問
(平成 28 年 9 月 14 日 / 阪神北県民局)



法の日無料相談会(尼崎会場)
(平成 28 年 10 月 8 日, 9 日 / 阪神尼崎駅中央公園)



コミュニティ FM 局の活用
(平成 29 年 2 月 9 日 / 西宮市 さくら FM 他)



行政書士記念日市民講座
わたしはマララ
(平成 29 年 2 月 22 日 / 西宮市 プレラホール)



秋のレクリエーション
(平成 28 年 9 月 18 日 / 紀州梅千館 他)



平成29年度 支部活動

支部長：本田 圭 / 副支部長(総務)：岩井 伸康 / 副支部長(企画)：小川 浩樹 / 副支部長(業務研修)：上辻 靖夫 / 副支部長(広報)：松村 康弘

第58回 定期総会
(平成29年4月29日 / テルホップイン アミダ)



法の日無料相談会(猪名川会場)
(平成29年10月1日 / イオンモール猪名川)



法の日無料相談会(西宮会場)
(平成29年10月7日 / アクタ西宮 東館)



行政書士記念日市民講座
みんなで取り組む 子育て支援
(平成30年2月25日 / 尼崎市女性センター・トレビエ)



秋のレクリエーション
(平成29年11月18日 / 鳥取砂丘 他)



平成30年度 支部活動

第59回 定期総会
(平成30年4月29日 / ホテルホップイン アミダ)



法の日無料相談会(芦屋会場)
(平成30年10月20日 / ラポルテホール)



法の日無料相談会(伊丹会場)
(平成30年10月1日 / イオンモール伊丹)



行政書士記念日市民講座
ビジネスを100年楽しく続ける方法
(平成31年2月24日 / 夙川公民館)



業務研究グループ発表会
(平成30年8月2日 / 西宮市大学交流センター)



支部忘年会
(平成30年12月14日 / 宝塚ホテル)



令和元年度 支部活動

支部長：本田 圭 / 副支部長(総務)：松村 康弘 / 副支部長(企画)：辻村 さおり / 副支部長(業務研修)：岩井 伸康 / 副支部長(広報)：船井 康文

第60回 定期総会
(平成31年4月29日 / ホテルヴィスキオ尼崎)



法の日無料相談会(川西会場)
(令和元年10月5日 / モザイクボックス)



法の日無料相談会(尼崎会場)
(令和元年10月21日 / あまがさきキューズモール)



行政書士記念日市民講座
ようこそ日本へ
(令和2年2月22日 / なでしこホール)



秋のレクリエーション
(令和元年11月3日 / 若狭小浜)



支部忘年会
(令和元年12月13日 / 宝塚ホテル)



令和2年度 支部活動

第61回 定期総会
(令和2年6月13日 / ホテルヴィスキオ尼崎)



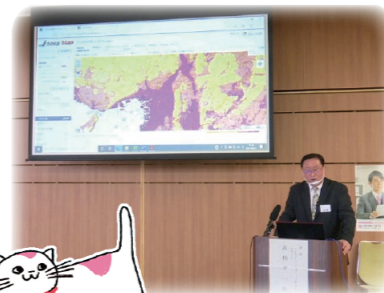
新入会員研修会
(令和2年9月11日 / クリスタルホール)



広報月間電話無料相談会
(令和2年10月13日 / 阪神支部)



行政書士記念日市民講座
災害や感染症に負けない! 「事業継続力強化計画」WEBセミナー
(令和3年2月22日 / WEBオンラインセミナー)



オンライン懇親会
(令和3年2月22日 / オンライン形式)



行政書士の業務案内 市民の皆さまへ



行政書士は、法律を専門とする国家資格者の中でも、特に幅広い業務をこなした皆さまの暮らしに密着した法務サービスを提供しています。

官公署に提出する書類だけでなく、法律上の権利に関わる書類や事実を証明する書類を作成し、相談にもお応えしております。行政書士のシンボルで、徽章のデザインにもなっているコスモスの花言葉は「まごころ」。私ども行政書士は、皆さまの暮らしの中で起こる様々な法律上の「困りごと」の解決を、まごころと誠意を持ってお手伝いします。



遺言書を作りたい

遺言書には、本人が自ら手書きで作成する「自筆証書遺言」と公証人が作成する「**公証証書遺言**」、遺言内容を秘密にする「**秘密証書遺言**」があります。遺言書には**法律で決められた効力**があり、遺留分侵害額請求権など相続人の権利にも配慮して作成すべき場合があります。行政書士は、依頼に基づき、公正証書遺言の原案作成、証人の就任等によって遺言者の支援を行います。

相続について知りたい

財産相続では、遺言書が無いときは、原則として相続人全員が書類により合意した文書に基づき、手続が進められます。行政書士は、依頼に基づき、**遺産分割協議書**・財産目録・相続関係説明図といった必要書類を作成し、またそのために必要となる様々な調査も行います。(不動産登記関係書類、税務関係書類、法的紛争が発生している場合の書類を除きます)



かしこく離婚したい

離婚が決まるまでの道のりには、非常に大きなエネルギーが要るものです。しかも、**慰謝料**の額や支払い方法、子供の養育費や面会交流、財産分与など、思った以上に考えなければいけないことが山積みです。離婚の合意が成立しても、どうやって約束事を相手に守ってもらえるかという点も心配です。行政書士は、**離婚協議書の作成**を行うとともに、必要な支援を行います。(当事者の身辺調査、示談の代理は行いません)



家業を継ぎたい

お店や会社を引き継ぐとき、事業の種類によっては、事業主等の変更申請や**事業承継**の届出が必要となったり、新たに許可申請が必要となる場合があります。事業主の方が亡くなったときは、相続手続も併せて考える必要が生じることもあります。行政書士は、依頼に基づき、必要書類の作成、手続等を通して、事業承継のお手伝いをいたします。

日本国籍をとりたい 日本で永住したい

外国人が日本国籍を取得するには、「**帰化許可申請**」が必要です。帰化許可申請には、一定の要件を満たしていることが必要で、在留資格や家族構成、就業状況等により、必要な証明書類や作成書類が異なります。また、日本で永住を希望する場合には、出入国在留管理局で「**永住許可申請**」をしますが、この申請でも在留資格や在留状況等によって異なる様々な要件があり、それに応じた証明書類や作成書類が必要です。行政書士は、国籍や永住に関すること、また、**涉外手続(国際結婚や離婚、相続、養子縁組等)**について、専門知識で外国人の方の手伝いをいたします。

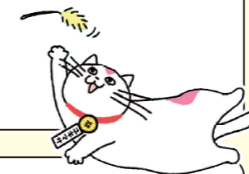


国際結婚をしたい

外国人が日本人や永住者と結婚し、適法に日本で在留する為には、婚姻手続に加えて、「日本人の配偶者等」や「永住者の配偶者等」の**在留資格**が必要となります。このように、外国人が日本国内において在留を希望する場合、活動内容もしくは身分関係によって在留資格が必要で、様々な種類の資格とそれに応じた要件があります。行政書士は、外国人の在留やその他日本で適法に活動するために必要な申請手続についてお手伝いいたします。なお、出入国在留管理局への取次は、**申請取次行政書士**が行います。

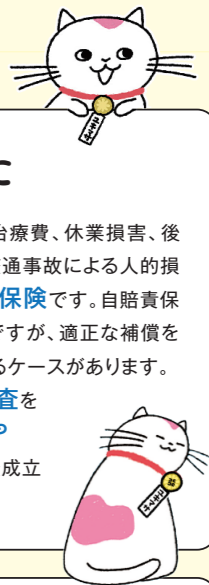
農地に家を建てたい

田畑になっているところに、家を建てるには、**農地転用**の許可(届)申請をする必要があります。農地転用とは、農地とされている土地を、住宅地、工場用地、道路、駐車場などの目的で使用する土地に変更することです。また、農地を売買する場合も、許可が必要となります。このほかにも里道・水路の用途を、廃止したり買い受ける時も許可が必要です。行政書士は、このような土地等に関する各種申請手続を行います。



交通事故に遭った

交通事故でケガをしてしまった場合、治療費、休業損害、後遺障害等の問題が生じます。このような交通事故による人的損害を公平・迅速に補償する制度が**自賠責保険**です。自賠責保険の請求には様々な資料や書類が必要ですが、適正な補償を受けるためには専門的な調査が必要となるケースがあります。行政書士は、**後遺障害に関する調査**をはじめ、自賠責保険に関する**資料収集や書類作成**をお手伝いします。また、示談成立後の示談書等、各種書類を作成します。



おひとり様で老後が心配

財産のこと、暮らしのこと、健康のこと、気がかりなことはたくさんあるけれど、**誰に相談してよいかわからない**、という方も多いのではないのでしょうか。自分自身で財産管理や様々な手続等が難しくなったときの備えとして、**任意後見契約**があります。行政書士は、相談に基づいて、任意後見契約に関する書類作成等により、「おひとりさま」の老後の安心のため、お手伝いをいたします。

住まなくなった家を貸したい

不動産の賃貸借については、借地借家法等によって当事者が守るべき事柄が定められています。また、大きな財産である土地や建物を他人に貸そうとするときは、トラブルを予防するためにも、**書面による契約**を結びたいものです。行政書士は、契約書類を作成して法的トラブル防止のお手伝いをするほか、トラブルを解決したときに取り交わす協議書や示談書等の書類の作成も行います。

クーリングオフをしたい

売買契約等でクーリングオフの定めがある場合、**内容証明郵便**によってクーリングオフを行い、契約を解除することができます。内容証明は、差出人と日付を明示した文書を作成し、郵便局に謄本を保管することで、相手にどのような内容の文書が差し出されたかを証明する書類です。行政書士は依頼に基づき、法的効力のある内容証明の文書を作成します。



自動車の車庫証明をしたい

車を買ったり、引越したり、車の所有者が変わったりして、自動車の新規登録や住所変更、名義変更の申請をする時に自動車保管場所証明書(**車庫証明**)の申請をする必要があります。解体などで廃車にする場合も抹消登録の手続が必要です。行政書士は、このような自動車登録に関する申請や車庫証明、その他自動車に関する申請手続を行います。



こんなことでお悩みの方、ADRを利用してみませんか？

子どもが自転車に乗って…
お店の看板にぶつかってしまい、弁償を求められました。



うちのワンコがお隣の…
飼犬にかまれたので治療代を払ってほしいんです。



借りていた部屋の…
敷金返還のことで大家さんともめています。



日本で働いていますが…
上司に私の国の慣習を理解してもらえません。



- ADR(裁判外紛争解決手続)は、当事者自身の話し合いを第三者がサポートする、裁判に頼らないトラブル解決の「助っ人」です。行政書士ADRセンター兵庫では、兵庫県内で起こった4つの分野について、トラブル解決のお手伝いをいたします。
- 1 自転車事故に関する紛争
 - 2 愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争
 - 3 居住用賃貸物件に関する敷金返還または原状回復に関する紛争
 - 4 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

お問い合わせ 行政書士ADRセンター兵庫(法務大臣認証番号:第111号) TEL:078-371-8823

行政書士の業務案内 会社経営者・個人事業主 の皆さまへ



行政書士は、企業を運営していく上で必須となる書類（契約書や議事録等）や許認可に関する書類（許可申請書や変更届等）を作成する専門家です。また、書類を官公署（市区町村や都道府県、警察署、各中央省庁等）に提出する手続について代理することができます。さらに、近年では、知的財産権に関する相談業務や補助金等の中小企業支援制度の申請サポートなど、中小企業のコンサルタントとして活躍する行政書士も増えています。経営者と行政をつなぐパイプ役として、行政書士の業務分野は、日々拡大を続けています。

会社を立ち上げたい

行政書士は、株式会社、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、組合等といった**法人の設立手続**とその代理（登記申請手続を除く）を行います。また、電子定款の作成代理業務ができる行政書士に定款作成を依頼すれば、定款の印紙代が不要となるなど、費用面でも様々なメリットが生まれます。なお、法人の中には、NPO法人や医療法人等、設立前に市町村や都道府県の認証・認可手続が必要となるものや、外国会社のように領事認証や在留資格認定申請が必要となるものがあります。行政書士は、そのような申請手続はもちろん、設立後の各種変更手続についても、総合的にサポートします。



契約書を作ってほしい

会社を運営していると、様々な取引を行う場面があります。その際、多くの場合に契約書を取り交わす必要があります。行政書士は、これら契約書の作成を行い、将来発生しうる**法的なトラブルの予防**のためのサポートを行います。



福祉事業を始めたい

有料老人ホームや、障がい者向け就労支援事業などの**福祉サービス事業**を始めるにあたり、各自治体では、様々な基準が設けられています。行政書士は、これらの基準をクリアするために必要な書類作成や手続を代理します。

運営について相談したい

行政書士は法人の設立だけでなく、設立後の運営に関してもサポートしています。行政書士業務は、企業の事業活動全般について助言、提案を行う、いわゆるコンサルティング業務の一面を有しています。経営者の良きパートナーとしても活用していただけます。行政書士が行う主な**中小企業支援**には、次のようなものがあります。

- 事業計画支援
- 事業承継・事業引継ぎ支援
- 企業再生支援
- 経営革新支援、地域資源活用支援
- 農業経営改善支援、農商工連携支援
- ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス支援
- エコアクション21 認証・登録支援
- プライバシーマーク認証・登録支援 など

それぞれの分野について専門としている行政書士がおり、活躍の場を広げています。

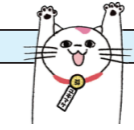


建設業の許可をとりたい

一定規模以上の工事を請負う建設業を営む場合は、都道府県知事、または国土交通大臣の許可が必要です。行政書士は、建設業許可の要否や、許可条件を満たしているか否かを調査・判断し、必要な書類の作成及び代理申請を行います。また、**公共事業の入札に参加**するには、経営事項審査申請や、入札参加資格登録の申請等、煩雑な手続が必要となりますが、それらの手続についても、代理することができます。数ある行政書士の許認可の申請業務の中でも、**建設業許可申請**は、今も昔も、行政書士の代表的な業務の一つです。

会計記帳をお願いしたい

事業の経営状況を把握するためには、きちんとした**会計記帳**が必要です。しかし、毎日記帳を行うのは大変なことです。行政書士は、これら記帳業務をはじめ、**決算書、財務諸表などの作成**を行います（税務申告業務は除く）。行政書士に依頼することで、記帳業務に追われることなく、本来の業務に専念することができます。



運送業を始めたい

トラック等を使う貨物運送業や**タクシー事業（旅客運送業）**を始めるとは、運輸局の許可が必要ですが、それには様々な要件があるだけでなく、多くの複雑な申請書を作成し担当窓口へ提出しなければなりません。行政書士は運送事業の申請代理を行うほか、開業にあたってのアドバイスやサポートまで行います。

著作権について相談したい

著作権は作品（絵や文章など）を創作した時点で自動的に発生しますが、著作権を移転する場合の取引の安全性を確保したい、あるいは著作権に関する権利関係を公示したい場合は、文化庁による**著作権の登録制度**を利用することができます。行政書士は、文化庁への登録申請業務を行います。また、著作権契約その他著作権に関する相談を受け付けています。



外国人を雇用したい

外国人を雇い入れるには、出入国在留管理局への申請手続が必要となる場合があります。出入国在留管理局への手続は、原則として、外国人もしくは法定代理人が自ら出入国在留管理局に出頭しなければなりません。しかし、一定の研修を受けた行政書士で、外国人等に代わって出入国在留管理局で申請書等を提出することが認められた行政書士である**「申請取次行政書士」**に依頼すれば、**申請人は出入国在留管理局への出頭が免除される**ので、仕事や学業に専念することが可能です。専門知識を有する申請取次行政書士が申請人の在留及び適切な雇用をサポートいたします。

補助金制度を活用したい

国や地方自治体には、中小企業・小規模事業者向けの各種補助金制度が用意されています。近年、これら補助金制度に関するアドバイザーとしての役割を担う行政書士も増えており、**発展や持続化を目指す中小企業・小規模事業者のサポート**を行っています。

許可申請をお願いしたい

企業の事業内容によっては、都道府県や市町村等、**行政の許可や認可が必要な**場合があります。許認可の種類には、次のようなものがあります。

〔廃棄物に関する許認可〕

- 産業廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 一般廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 自動車リサイクル法に基づく解体業・破砕業許可 など

〔不動産に関する許認可〕

- 宅地建物取引業免許
- 建築士事務所登録
- 解体工事業登録 など

〔リサイクルに関する許認可〕

- 古物営業許可
- 金属くず商許可 など



これらは、数ある許認可のうちの一部に過ぎません。行政書士が扱うことのできる許認可に関する書類は、1万種類を超えていると言われています。官公署に提出する申請書類の作成を業として行うのは行政書士だけです。

民泊や旅館業を始めたい

民泊や旅館業を開業するには、営業開始前に保健所に必要書類を提出し、その施設が基準を満たしているかどうかの確認を受けたのち、**営業許可申請や届け出等**の手続が必要になります。また、クラブや社交飲食店、麻雀店やゲームセンターなどを開業するのにも、営業開始前に警察署への**風俗営業許可申請**等の手続が必要になります。行政書士は、実現したい店舗の形態に合わせて必要となる書類を作成し、代理申請を行います。



知的資産経営について相談したい

「知的資産経営」とは、企業の経営理念、人材、技術力、ノウハウ、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等といった、**財務データには表れない資産**（知的資産）のうち、自社の競争力の源泉となっているものを見る化＝魅せる化することにより、ステークホルダー（顧客・取引先・金融機関等）からの支持や評価を得て、事業の発展に役立てる経営のことをいいます。知的資産経営の成果をまとめた「知的資産経営報告書」を作成し、開示・公表することは、経済産業省により推奨されています。行政書士は、これら知的資産経営導入と知的資産経営報告書の作成をサポートします。



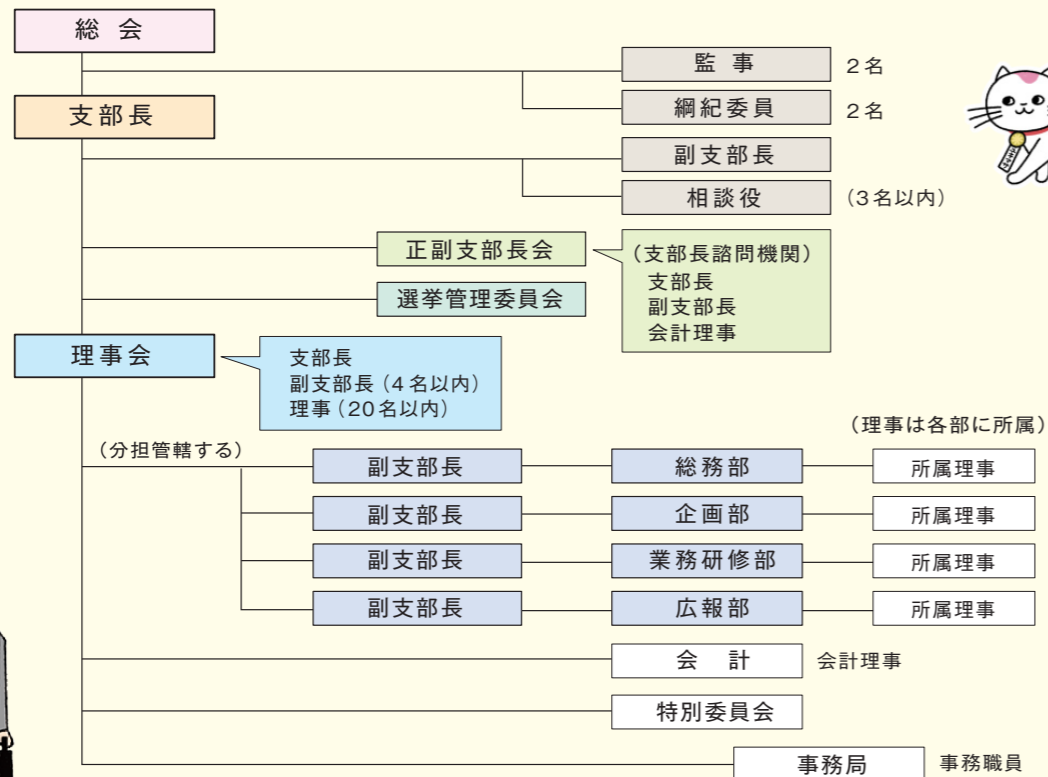


兵庫県行政書士会 阪神支部 概要



区 域	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 猪名川町
所在地	〒661-0025 尼崎市立花町3丁目29-12-101号 TEL06-6426-5123 FAX06-6426-5125 受付 10:00～16:00 (土、日、祝、年末年始休み、盆休みを除く)
会員数	440名 (令和3年2月28日現在)
設置根拠	兵庫県行政書士会会則に基づき設置された団体
上部団体	兵庫県行政書士会 (本会) 〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 13階 TEL078-371-6361 FAX078-371-4715
他支部	神戸支部 摂丹支部 明石支部 加古川支部 東播支部 姫路支部 西播支部 但馬支部 淡路支部
沿革	昭和26年2月22日 行政書士法公布 昭和35年9月25日 兵庫県行政書士会 法定組織として結成 昭和35年12月1日 阪神支部設立 平成19年8月 支部事務所移転 (尼崎市立花町) 平成22年2月22日 支部設立50周年記念式典開催 令和2年12月1日 支部設立60周年 現在に至る

組織図



阪神支部って
だいたい
こんにゃとこ
だニャ!



阪神支部では、さまざまな情報を発信しています。
ぜひお気に入り登録やフォローをお願いします。



ホームページ



相談会を初めとした各種行事のお知らせ、支部事務所の開局状況のお知らせ等を適宜掲載しています。
ぜひお気に入り登録をお願いします。

<http://hanshin.hyogokai.or.jp/>

上記 URL を直接入力

または
兵庫県行政書士会阪神支部
で検索

スマートフォンの方はこちら ▶



Facebook ページ



兵庫県・阪神地区市町の情報、法令に関する情報、主催行事の報告、支部事務所の情報等を幅広くタイムリーに掲載しています。ぜひフォローをお願いします。

<https://www.facebook.com/gyoseisyoshi.hyogo.hanshin>

上記 URL を直接入力

または Facebook にて
兵庫県行政書士会阪神支部で検索

スマートフォンの方はこちら ▶



Kizahashi

これ1冊で阪神支部がわかるガイドブックとして、年1回発行しています。支部の概要、取組方針、活動実績等を掲載しています。これまでのバックナンバーもホームページから見る事ができます。ぜひご覧ください。

118号 (令和2年3月発行)

117号 (平成31年3月発行)

116号 (平成30年3月発行)

